

計量関係法規

注意事項

- 1 解答時間は、1時間10分である。
- 2 答案用紙の所定の欄に、氏名、生年月日及び受験番号を楷書体で正確に記入し、生年月日及び受験番号については、その下のマーク欄にもマークすること。
- 3 問題は25問で、全問必須である。
- 4 出題の形式は、五肢択一方式である（各問に対して五つの選択肢が用意されており、その中から一つの解答を選ぶ方法）。
- 5 マークの記入については、答案用紙の記入例を参照すること。
- 6 採点は機械による読み取りで行う。解答の記入にあたっては、次の点に十分注意すること。
 - (1) 解答は、各問の番号に対応するマーク欄に一か所のみマークすること。
 - (2) 筆記用具はHBの黒鉛筆または黒シャープペンシルを用い、マーク欄の枠内を塗りつぶすこと。
※万年筆、黒以外の色の鉛筆、色の薄い鉛筆、ボールペン、サインペン等によるマークは、機械による読み取りができないので使用しないこと。
 - (3) 解答を修正する場合は、消しゴムできれいに消して、消しくずを残さないようにすること。
 - (4) 答案用紙は汚したり、折り曲げたりしないこと。
- 7 黒板に記載の注意事項を必ず確認すること。

以上の注意事項及び試験監督員からの指示事項が守られない場合は、採点されないことがある。

指示があるまで開かないこと。

受験番号	氏名

問1 計量法第1条の目的に関する次の記述の（ア）～（ウ）に入る語句の組合せとして、正しいものを一つ選べ。

第1条 この法律は、（ア）の基準を定め、適正な計量の実施を確保し、もって（イ）の発展及び（ウ）に寄与することを目的とする。

（ア） （イ） （ウ）

- | | | | |
|---|-----|----|--------|
| 1 | 計量 | 社会 | 文化の向上 |
| 2 | 計量 | 社会 | 消費者の保護 |
| 3 | 計量 | 経済 | 文化の向上 |
| 4 | 計量器 | 社会 | 消費者の保護 |
| 5 | 計量器 | 経済 | 文化の向上 |

問2 計量法第2条の定義等に関する次の記述の中から、正しいものを一つ選べ。

- 1 「取引」とは、有償であると無償であることを問わず、物又は役務の給付を目的とする行政上の行為をいう。
- 2 「証明」とは、公に又は業務上他人に一定の事実が真実である旨を口頭で表明することをいう。
- 3 すべての計量器は、適正な計量の実施を確保するためにその構造又は器差に係る基準を定める必要がある。
- 4 「標準物質」とは、政令で定める物象の状態の量の特定の値が付された物質であって、当該物象の状態の量の計量をするための計量器の構造の確認に用いるものをいう。
- 5 計量器の製造には、経済産業省令で定める改造を含むものとし、計量器の修理には、当該経済産業省令で定める改造以外の改造を含むものとする。

問3 計量法第9条の非法定計量単位による目盛等を付した計量器に関する次の記述の（ア）及び（イ）に入る語句の組合せとして、正しいものを一つ選べ。

第9条 第2条第1項第1号に掲げる物象の状態の量の計量に使用する計量器であつて非法定計量単位による目盛又は表記を付したものは、（ア）してはならない。第5条第2項の政令で定める計量単位による目盛又は表記を付した計量器であつて、専ら同項の政令で定める特殊の計量に使用するものとして経済産業省令で定めるもの以外のものについても、同様とする。

2 前項の規定は、（イ）すべき計量器その他の政令で定める計量器については、適用しない。

（ア）

- 1 販売し、又は販売の目的で陳列
- 2 製造し、又は販売
- 3 製造し、又は使用の目的で所持
- 4 販売し、又は販売の目的で陳列
- 5 製造し、又は使用の目的で所持

（イ）

- 輸入
- 輸入
- 輸入
- 輸出
- 輸出

問4 次を示す物象の状態の量に関する計量単位のうち、法定計量単位ではないものを一つ選べ。

	(物象の状態の量)	(計量単位)
1	圧力	バール
2	照度	ルクス
3	放射能	ベクレル
4	仕事	カロリー
5	角度	ラジアン

問5 次を示す計量法第12条第1項の政令で定める商品（特定商品）と、その特定物象量（特定商品ごとに政令で定める物象の状態の量）の組合せとして、誤っているものを一つ選べ。

	(特定商品)	(特定物象量)
1	はちみつ	質量
2	しょうゆ	体積
3	食用植物油脂	体積
4	潤滑油	体積
5	アルコールを含む飲料 (医薬用のを除く。)	体積

問6 計量法第15条第1項（特定商品の販売又は輸入の事業を行う者に対する勧告等）に関する次の記述の（ア）及び（イ）に入る語句の組合せとして、正しいものを一つ選べ。

（ア）は、第12条第1項若しくは第2項に規定する者がこれらの規定を遵守せず、第13条第1項若しくは第2項に規定する者が同条各項の規定を遵守せず、又は第14条第1項若しくは第2項に規定する者が同条各項の規定を遵守していないため、（イ）おそれがあると認めるときは、これらの者に対し、必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

（ア）	（イ）
1 経済産業大臣	適正な計量の実施の確保に著しい支障を生じる
2 経済産業大臣	当該特定商品を購入する者の利益が害される
3 都道府県知事又は特定市町村の長	適正な計量の実施の確保に著しい支障を生じる
4 都道府県知事又は特定市町村の長	我が国の経済の発展及び国民生活の向上を妨げる
5 都道府県知事又は特定市町村の長	当該特定商品を購入する者の利益が害される

問7 計量法第18条の使用方法等の制限に関する次の記述の（ア）～（ウ）に入る語句の組合せとして、正しいものを一つ選べ。

第18条 特定の方法に従って使用し、又は特定の物若しくは一定の範囲内の計量に使用しなければ正確に計量をすることができない（ア）であって政令で定めるものは、政令で定めるところにより使用する場合でなければ、（イ）における（ウ）による計量に使用してはならない。

	（ア）	（イ）	（ウ）
1	特定計量器	取引又は証明	法定計量単位
2	計量器	特定商品の販売	法定計量単位
3	特定計量器	特定商品の販売	特定の計量単位
4	計量器	取引又は証明	特定の計量単位
5	特定計量器	特定商品の販売	法定計量単位

問8 定期検査に関する次のア～エの記述のうち、誤っているものをすべて挙げて
いる組合せはどれか、次の1～5の中から一つ選べ。

ア 特定計量器のうち、非自動はかり、分銅及びおもりを取引又は証明に使用する者は、その特定計量器について、その使用場所を管轄する市町村の長が行う定期検査を受けなければならない。

イ 都道府県知事が定期検査の実施について計量法の規定に基づき公示したときは、当該定期検査を行う区域内の市町村の長は、その対象となる特定計量器の数を調査し、経済産業省令で定めるところにより、都道府県知事に報告しなければならない。

ウ 特定計量器の定期検査の合格条件の一つは、その器差が経済産業省令で定める使用公差を超えないこと、である。そして、その条件に適合するかどうかは、経済産業省令で定める方法により、基準器と特定標準器を併用することによって定めなければならない。

エ 定期検査に代わる計量士による検査をした計量士は、その特定計量器が定期検査の合格条件に適合するときは、経済産業省令で定めるところにより、その旨を記載した適合証をその所在地を管轄する都道府県知事に届け出ることにより、その特定計量器に経済産業省令で定める方法により表示及び検査をした年月を付することができる。

- 1 ア、ウ
- 2 ア、ウ、エ
- 3 イ、ウ、エ
- 4 イ、エ
- 5 ウ、エ

問9 指定定期検査機関に関する次の記述の中から、誤っているものを一つ選べ。

- 1 計量法又は計量法に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者は、指定定期検査機関の指定を受けることができない。
- 2 指定定期検査機関は、検査業務に関する規程を定め、都道府県知事又は特定市町村の長の認可を受けなければならない。
- 3 指定定期検査機関は、検査業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、経済産業省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を都道府県知事又は特定市町村の長に届け出なければならない。
- 4 都道府県知事又は特定市町村の長は、指定定期検査機関が指定の基準である計量法第28条第1号から第5号までに適合しなくなったと認めるときは、その指定定期検査機関に対し、これらの規定に適合するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。
- 5 指定定期検査機関は、経済産業省令で定める器具、機械又は装置を管理する事業所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の2週間前までに、その指定をした都道府県知事又は特定市町村の長に届け出なければならない。

問10 特定計量器の製造及び修理に関する次の記述の中から、誤っているものを一つ選べ。

- 1 届出製造事業者は、その届出に係る事業を廃止したときは、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。
- 2 特定計量器の製造の事業を行おうとする者（自己が取引又は証明における計量以外にのみ使用する特定計量器の製造の事業を行う者を除く。）が、経済産業省令で定める事業の区分に従い、あらかじめ、経済産業大臣に届け出なければならない事項の一つとして、当該特定計量器を製造しようとする工場又は事業場の名称及び所在地、がある。
- 3 届出製造事業者は、特定計量器を製造したときは、経済産業省令で定める基準に従って、当該特定計量器の検定を行わなければならない。
- 4 届出修理事業者は、計量法第46条第1項各号（事業の区分を除く。）の届出事項に変更があったときは、遅滞なく、その旨を都道府県知事（電気計器の届出修理事業者にあつては、経済産業大臣）に届け出なければならない。
- 5 届出製造事業者又は届出修理事業者は、計量法第72条第2項の政令で定める特定計量器であつて一定期間の経過後修理が必要となるものとして政令で定めるものについて、経済産業省令で定める基準に従って修理をしたときは、経済産業省令で定めるところにより、これに表示を付することができる。

問11 特殊容器に関する次の記述の中から、誤っているものを一つ選べ。

- 1 計量法第17条第1項の指定は、特殊容器の製造の事業を行う者又は外国において本邦に輸出される特殊容器の製造の事業を行う者の申請により、その工場又は事業場ごとに行う。
- 2 計量法第17条第1項の政令で定める商品（特殊容器の使用に係る商品）の一つとして、しょうゆ、がある。
- 3 指定製造者の指定は、政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。
- 4 特殊容器とは、透明又は半透明の容器であって経済産業省令で定めるものをいう。
- 5 経済産業大臣は、指定製造者が計量法第60条第2項各号に適合しなくなったと認めるときは、その指定製造者に対し、これらの規定に適合するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

問12 定期検査、検定及び装置検査に関する次の記述の中から、正しいものを一つ選べ。

- 1 定期検査を行った特定計量器の合格条件の一つとして、その構造が経済産業省令で定める技術上の基準に適合すること、がある。また、検定を行った特定計量器の合格条件の一つとして、その性能が経済産業省令で定める技術上の基準に適合すること、がある。
- 2 定期検査に合格した特定計量器には、経済産業省令で定めるところにより、定期検査済証印を付し、当該定期検査済証印には、その定期検査を行った年月を表示するものとする。
- 3 計量法第19条第1項（定期検査）の政令で定める特定計量器の検定証印には、その検定を行った年月及び検定証印の有効期間満了の年月を表示するものとする。
- 4 非自動はかりのうち、検出部が電気式のものであって型式の承認に係る表示が付されたものの検定の申請書は、日本電気計器検定所に提出するものとする。
- 5 経済産業大臣、都道府県知事、日本電気計器検定所又は指定検定機関は、経済産業省令で定める方法により装置検査を行い、車両等装置用計量器が経済産業省令で定める技術上の基準に適合するときは合格とし、経済産業省令で定めるところにより、装置検査証印を付するものとする。

問13 特定計量器の型式の承認に関する次の記述の中から、正しいものを一つ選べ。

- 1 承認製造事業者は、必要な試験等を実施し、技術基準を満たしたことを自己宣言することにより、特定計量器の型式承認に代えることができる。
- 2 特定計量器の型式の承認は、特定計量器ごとに政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。
- 3 届出製造事業者又は届出販売事業者は、その製造又は販売する特定計量器の型式について、政令で定める区分に従い、経済産業大臣又は日本電気計器検定所の承認を受けることができる。
- 4 有効期間のある特定計量器に付する表示には、その型式の有効期間満了の年を表示するものとする。
- 5 承認製造事業者は、その承認に係る型式に属する特定計量器を製造するときは、いかなる場合であっても、当該特定計量器が製造技術基準に適合するようにならなければならない。

問14 指定製造事業者に関する次の記述の中から、誤っているものを一つ選べ。

- 1 経済産業大臣は、指定製造事業者の指定の申請に係る工場又は事業場における品質管理の方法が経済産業省令で定める基準に適合すると認めるときでなければ、その指定をしてはならない。
- 2 計量法第99条の規定により指定を取り消され、その取消の日から2年を経過しない者は、再び指定を受けることができない。
- 3 指定製造事業者の指定を受けようとする届出製造事業者は、当該工場又は事業場における品質管理の方法について、その指定に係る特定計量器の検定を行う指定検定機関の調査を受けなければならない。
- 4 経済産業大臣は、指定製造事業者の指定に係る工場又は事業場における品質管理の方法が経済産業省令で定める基準に適合していないと認めるときは、当該指定製造事業者に対し、当該特定計量器の検査のための器具、機械又は装置の改善、品質管理の業務の改善その他の必要な措置をとるべきことを命ずることができる。
- 5 指定製造事業者は、その指定に係る申請書に記載した品質管理の方法に関する事項（経済産業省令で定めるものに限る。）に変更があったときは、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

問15 基準器検査に関する次の記述の中から、誤っているものを一つ選べ。

- 1 基準器検査は、政令で定める区分に従い、経済産業大臣、都道府県知事、特定市町村の長又は日本電気計器検定所が行う。
- 2 計量器が基準器検査に合格したときは、基準器検査を申請した者に対し、基準器検査成績書を交付する。
- 3 基準器検査に合格した計量器には、経済産業省令で定めるところにより、以下の基準器検査証印を付する。



- 4 経済産業省令で定める者以外は基準器検査を受けることができない。
- 5 基準器検査の合格条件は、基準器検査を行った計量器の構造が経済産業省令で定める技術上の基準に適合し、かつ、その器差が経済産業省令で定める基準に適合することである。

問16 計量法第110条に関する次の記述の（ア）～（ウ）に入る語句の組合せとして、正しいものを一つ選べ。

第110条 第107条の登録を受けた者（以下「計量証明事業者」という。）は、その登録に係る（ア）の方法に関し経済産業省令で定める事項を記載した（イ）を作成し、その登録を受けた後、遅滞なく、（ウ）に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 （ウ）は、計量証明の適正な実施を確保する上で必要があると認めるときは、計量証明事業者に対し、前項の規定による届出に係る（イ）を変更すべきことを命ずることができる。

	（ア）	（イ）	（ウ）
1	事業の実施	業務規程	経済産業大臣
2	計量管理	事業規程	経済産業大臣
3	品質管理	事業規程	都道府県知事
4	事業の実施	事業規程	都道府県知事
5	計量管理	業務規程	都道府県知事

問17 計量証明検査に関する次の記述の中から、誤っているものを一つ選べ。

- 1 都道府県知事は、その指定する者（指定計量証明検査機関）に、計量証明検査を行わせることができる。
- 2 計量証明検査に合格しなかった特定計量器に検定証印等が付されているときは、その検定証印等を除去する。
- 3 適正計量管理事業所の指定を受けた計量証明事業者がその指定に係る事業所において使用する特定計量器は、都道府県知事が行う計量証明検査を受ける必要はない。
- 4 計量証明検査の合格条件の一つとして、計量証明検査を行った特定計量器の構造及び誤差が経済産業省令で定める技術上の基準に適合すること、がある。
- 5 指定計量証明検査機関の指定は、経済産業省令で定めるところにより、検査業務を行おうとする者の申請により行う。

問18 特定計量証明事業に関する次の記述の中から、正しいものを一つ選べ。

- 1 計量法第121条の2では、特定計量証明事業を行おうとする者は、政令で定める事業の区分に従い、経済産業大臣又は経済産業大臣の登録を受けた者（特定計量証明認定機関）に申請して、同条の認定を受けなければならない、と定められている。
- 2 特定計量証明事業を行おうとする者が計量法第121条の2の特定計量証明事業の認定を受けるための要件には、計量証明に使用する特定計量器その他の器具、機械又は装置が経済産業省令で定める基準に適合するものであること、は該当しない。
- 3 特定計量証明事業を行おうとする者は、政令で定める事業の区分にかかわらず、計量法第121条の2の認定を受けていなければ、同法第107条の都道府県知事による特定計量証明事業の登録を受けることができない。
- 4 都道府県知事による特定計量証明事業の登録は、3年を下らない政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。
- 5 計量法第121条の2の特定計量証明事業の認定を受けた者は、その認定に係る事業の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、経済産業省令で定めるところにより、あらかじめ、経済産業大臣に、その旨の許可を受けなければならない。

問19 特定計量証明事業に関する次の記述の中から、正しいものを一つ選べ。

- 1 認定特定計量証明事業者は、計量証明に係る証明書以外の、業務上発行する文書にも経済産業省令で定める標章を付することができる。
- 2 認定特定計量証明事業者は、特定計量証明事業を適正に行うに必要な管理組織に変更があったときは、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。
- 3 計量法第148条の規定により、経済産業大臣は、計量法の施行に必要な限度において、その職員に、認定特定計量証明事業者に対する立入検査を行わせることができる。
- 4 経済産業大臣は、認定特定計量証明事業者が計量法第121条の2各号のすべてに適合しなくなると認めるときは、その認定を取り消し、又は1年以内の期間を定めて、その認定を一時停止することができる。
- 5 計量法第121条の5の規定により特定計量証明事業の認定を取り消され、その取消の日から2年を経過しない者は、同法第121条の2の認定を受けることができない。

問20 計量士に関する次の記述の中から、誤っているものを一つ選べ。

- 1 計量士の登録を受けるには、計量士国家試験に合格していること又は計量行政審議会の認定を受けていることが必要である。
- 2 経済産業大臣又は都道府県知事若しくは特定市町村の長は、計量法の施行に必要な限度において、計量士に対し、特定計量器の検査の業務の状況について報告させることができる。
- 3 計量法第122条第2項第2号の規定により計量行政審議会の認定を受けようとする者は、その住所又は勤務地を管轄する都道府県知事を経由して経済産業大臣に申請をしなければならない。
- 4 計量法又は計量法に基づく命令の規定に違反して、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から1年を経過しない者は、計量士として登録を受けることができない。
- 5 計量士登録証の交付を受けた者は、その登録が取り消されたときは、遅滞なく、その住所又は勤務地を管轄する都道府県知事を経由して、当該計量士登録証を経済産業大臣に返納しなければならない。

問21 計量法第122条第2項第1号の規定により、計量士国家試験に合格し、かつ、計量士の区分に応じて経済産業省令で定める実務の経験その他の条件に適合する者として、誤っているものを次の中から一つ選べ。

- 1 環境計量士（濃度関係）にあつては、経済産業省令で定める環境計量講習（濃度関係）を修了している者
- 2 環境計量士（濃度関係）にあつては、薬剤師の免許を受けている者
- 3 環境計量士（騒音・振動関係）にあつては、免許職種が公害検査科である職業訓練指導員免許を受けている者
- 4 一般計量士にあつては、経済産業省令で定める一般計量講習を修了している者
- 5 一般計量士にあつては、計量に関する実務（経済産業大臣が定める基準に適合しているもの。）に1年以上従事している者

問22 適正計量管理事業所に関する次の記述の中から、正しいものを一つ選べ。

- 1 適正計量管理事業所の指定の基準の一つとして、経済産業省令で定める条件に適合する知識経験を有する者が当該事業所で使用する特定計量器について定期検査を実施し、その数が経済産業省令で定める数以上であること、がある。
- 2 適正計量管理事業所の指定を受けた者は、当該適正計量管理事業所において、経済産業省令で定める様式の標識を掲げなければならない。
- 3 都道府県知事又は市町村の長は、特定計量器を使用する事業所であって、適正な計量管理を行うものについて、適正計量管理事業所の指定を行う。
- 4 適正計量管理事業所の指定は、3年を下らない政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。
- 5 適正計量管理事業所の指定を受けるための申請書に記載することが必要な事項の一つとして、計量管理の方法に関する事項（経済産業省令で定めるものに限る。）、がある。

問23 計量法第143条の計量器の校正等の事業を行う者の登録の適合要件に関する次の記述の（ア）～（ウ）に入る語句の組合せとして、正しいものを一つ選べ。

特定標準器による校正等をされた（ア）若しくは（イ）又はこれらの（ア）若しくは（イ）に（ウ）して段階的に計量器の校正等をされた（ア）若しくは（イ）を用いて計量器の校正等を行うものであること。

	（ア）	（イ）	（ウ）
1	計量器	標準物質	連鎖
2	計量器	標準物質	合格
3	計量器	特定計量器	連鎖
4	基準器	特定計量器	合格
5	基準器	標準物質	連鎖

問24 特定標準器以外の計量器による校正等に関する次の記述の中から、誤っているものを一つ選べ。

- 1 計量法第143条第1項の計量器の校正等の事業を行う者の登録は経済産業大臣が行う。
- 2 計量法第143条第1項の計量器の校正等の事業を行う者の登録を受けた者が自ら販売し、又は貸し渡す計量器又は標準物質について計量器の校正等を行う者である場合にあっては、その登録を受けた者は、経済産業省令で定める事項を記載し、経済産業省令で定める標章を付した証明書を付して計量器又は標準物質を販売し、又は貸し渡すことができる。
- 3 計量法第143条第1項の計量器の校正等の事業を行う者の登録を受けた者は、計量器の校正等を求められたときは、正当な理由がある場合を除き、計量器の校正等を行わなければならない。
- 4 計量法第143条第1項の計量器の校正等の事業を行う者の登録は、3年を下らない政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。
- 5 経済産業大臣は、計量法第143条第1項の計量器の校正等の事業を行う者の登録を受けた者が同条第2項各号の登録の要件のいずれかに適合しなくなったとき、その登録を取り消すことができる。

問25 計量法の雑則及び罰則に関する次の記述の中から、正しいものを一つ選べ。

- 1 経済産業大臣は、計量法の施行に必要な限度において、指定定期検査機関又は指定計量証明検査機関に対し、その業務又は経理の状況に関し報告させることができる。
- 2 経済産業大臣が計量証明事業者に事業の停止を命じた場合において、当該事業者が当該命令に違反した場合、懲役若しくは罰金に処せられるが、これを併科されることはない。
- 3 計量士でない者が計量士の名称を用いても、経済産業大臣又は都道府県知事若しくは特定市町村の長から勧告を受けるだけで、罰金には処せられない。
- 4 立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯する必要があるが、関係者に提示する必要はない。
- 5 取引又は証明における法定計量単位による計量に計量器でないものを使用した場合、懲役若しくは罰金に処せられ、又はこれを併科される。